

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年3月14日(2013.3.14)

【公表番号】特表2012-517617(P2012-517617A)

【公表日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2012-030

【出願番号】特願2011-549187(P2011-549187)

【国際特許分類】

G 02 B 5/00 (2006.01)

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

E 06 B 9/24 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/00 B

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335

E 06 B 9/24 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月23日(2013.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光制御フィルムと、

カラーシフトフィルムと、を備える、フィルムスタック。

【請求項2】

前記光制御フィルムが、スカイプフィルム及びミクロ複製フィルムから選択され、前記カラーシフトフィルムが多層光学フィルムを備える、請求項1に記載のフィルムスタック。

【請求項3】

前記光制御フィルムが、光入射面及び光出射面と、前記光入射面と前記光出射面との間に配設される交互の透過及び吸収区域と、を備え、各透過区域は屈折率N1を有し、各吸収区域は屈折率N2を有し、(N2-N1)の絶対値は0.005以下である、請求項1に記載のフィルムスタック。

【請求項4】

前記光入射面に入射した光が、前記光出射面に垂直な方向に65以上の最大相対輝度比(RBR)で前記光出射面から出射し、45°以下の有効極視野角(EPV)で前記光出射面から出射する、請求項3に記載のフィルムスタック。

【請求項5】

画像光を放射する表示面と、

請求項1に記載のフィルムスタックと、を備え、

前記フィルムスタック及び表示面が、前記画像光の少なくとも一部が前記フィルムスタックを通って伝播するように配設され、前記表示面が、テレビの画面、コンピュータ用モニター、ノートパソコンのディスプレイ、ネットブックのディスプレイ、携帯電話、PDA、及びコンソールから選択される、表示装置。

【請求項 6】

穿孔及び請求項1に記載のフィルムスタックを備え、前記穿孔が、ガラスパネル、窓、扉、壁、及び天窓ユニットから選択される、構造。